○上尾伊奈資源循環組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

令和５年５月２５日条例第３８号

上尾伊奈資源循環組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第２０３条第４項の規定に基づき、上尾伊奈資源循環組合議会の議長、副議長及び議員（以下「議員等」という。）の議員報酬及び費用弁償に関する事項を定めるものとする。

（議員報酬）

第２条　議員等の議員報酬は、次のとおりとする。

(1)　議長　月額　２０，０００円

(2)　副議長　月額　１８，０００円

(3)　議員　月額　１７，０００円

第３条　議長及び副議長には選挙されたその日から、議員には職に就いたその日から、それぞれ議員報酬を支給する。

２　議員等がその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月まで議員報酬を支給する。

３　前２項の規定により議員報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

第４条　議員報酬の支給日は、その月の２１日とする。ただし、その日が休日（上尾伊奈資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１２号。以下「勤務時間条例」という。）第９条に規定する休日をいう。以下同じ。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

２　前項の規定にかかわらず、議員報酬の支給日後に職に就いた者及び議員報酬の支給日前において離職し、又は死亡した者には、その際に議員報酬

を支給することができる。

第５条　議員報酬の額を算出する場合において、当該額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（議員報酬の支給の一時差止め）

第６条　管理者は、議員等が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体の拘束を受けたときは、第３条及び第４条の規定にかかわらず、当該身体の拘束を受けた日から身体の拘束を解かれる日までの期間（以下「逮捕等期間」という。）に係る議員等の議員報酬の支給を一時差し止めるものとする。

２　前項の規定による議員報酬の支給を一時差し止める処分（以下この条において「議員報酬の一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第１８条第１項本文に規定する期間が経過した後においては、当該議員報酬の一時差止処分後の事情の変化を理由に、管理者に対し、その取消しを申し立てることができる。

３　第１項の規定により一時差し止める議員報酬の額は、各月における逮捕等期間の日数（議員等の議員報酬の支給日以後に逮捕等期間が始まったときの当該支給日の属する月の逮捕等期間の日数を除く。）に応じて、当該逮捕等期間の属する月の現日数（月の初日から末日までの間において議員等の職に就いていない期間があるときは、当該議員等の職に就いていない期間の日数を現日数から差し引いた日数）を基礎として日割りにより計算して得た額とする。

４　管理者は、議員報酬の一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該議員報酬の一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、議員報酬の一時差止処分を受けた者が刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが議員報酬の一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1)　議員報酬の一時差止処分を受けた者について、当該議員報酬の一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2)　議員報酬の一時差止処分を受けた者について、当該議員報酬の一時差

止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し無罪の判決（無罪の判決と同様の効果を有するものを含む。）が確定した場合

(3)　議員報酬の一時差止処分を受けた者について、当該議員報酬の一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく身体を拘束する処分を受けた日から起算して１年を経過した場合

５　前項の規定は、管理者が、議員報酬の一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、議員報酬の支給を差し止める必要がなくなったとして当該議員報酬の一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

６　管理者は、議員報酬の一時差止処分を行う場合は、当該議員報酬の一時差止処分を受けるべき者に対し、当該議員報酬の一時差止処分の際、議員報酬の一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

（議員報酬の不支給）

第７条　議員等が次の各号のいずれかに該当する場合は、第３条及び第４条の規定にかかわらず、当該各号に定める期間に係る議員報酬を支給しない。

(1)　刑事事件により有罪の判決が確定した場合　逮捕等期間

(2)　刑事事件の刑の執行のため刑事施設に拘置された場合　当該刑事施設に拘置された期間

(3)　刑事事件について罰金又は科料の言渡しを受け、これらを完納しないことにより労役場に留置された場合　当該労役場に留置された期間

２　前条第３項の規定は、前項の規定により支給しないこととする議員報酬の額について準用する。この場合において、同条第３項前段中「日数（議員等の議員報酬の支給日以後に逮捕等期間が始まったときの当該支給日の属する月の逮捕等期間の日数を除く。）」とあるのは、「日数」と読み替えるものとする。

３　前２項の規定により支給しないこととする議員報酬のうち既に支給された議員報酬があるときは、当該議員報酬の支給を受けた者は、これを返納しなければならない。

（費用弁償）

第８条　議員等が議会の招集に応じて会議に出席した場合又は特別委員会に出席した場合その他職務のため旅行した場合には、費用弁償として旅費を支給する。

２　前項の規定により支給する旅費については、上尾伊奈資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１６号）第１条に規定する管理者等に支給する旅費の例による。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

（議員報酬の支給の特例）

２　令和５年４月分及び同年５月分の議員報酬を支給する場合における第４条第１項の規定の適用については、同項中「その月の２１日」とあるのは、「令和５年６月２１日」とする。

附　則（令和７年２月１０日条例第２号抄）

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（上尾伊奈資源循環組合職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

２　第１条の規定による改正後の上尾伊奈資源循環組合職員の旅費に関する条例（以下「新旅費条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新旅費条例第２条第４号に規定する旅行命令権者が新旅費条例第４条第１項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新旅費条例第３条第５項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に第１条の規定による改正前の上尾伊奈資源循環組合職員の旅費に関する条例（以下「旧旅費条例」という。）第４条第１項に規定する旅行命令権者が旧旅費条例第３条第４項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧旅費条例第４条第１項に規定する旅行命令権者が旧旅費条例第３条第４項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新旅費条例第２条第４号に規定する旅行命令権者が新旅費条例第４条第３項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新旅費条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変

更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

（上尾伊奈資源循環組合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

１３　第５条の規定による改正後の上尾伊奈資源循環組合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例第８条の規定は、施行日以後に議会の招集に応じて会議に出席する場合又は特別委員会に出席する場合及び施行日以後に完了する旅行を行う場合に係る費用弁償（旅行を行う場合にあっては、当該旅行のうち施行日以後の期間に対応する分に限る。）の支給について適用し、施行日前に議会の招集に応じて会議に出席した場合又は特別委員会に出席した場合及び施行日前に出発する旅行を行った場合に係る費用弁償（旅行を行った場合にあっては、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分に限る。）の支給については、なお従前の例による。